

学校感染症による出席停止について

浜北特別支援学校 保健室

学校保健安全法第 19 条の規定により、下記の感染症にかかっていると医師から診断を受けた場合、校長の判断により出席停止となります。診断されましたら、速やかに学校まで御連絡いただき、医師の許可が出るまで家庭で安静にしてください。

【主な学校感染症】

◎第二種感染症

病名	出席停止期間の基準
新型コロナウイルス	発症した後(発熱の翌日を 1 日目とする)5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで
インフルエンザ	発症した後(発熱の翌日を 1 日目とする)5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
麻疹(はしか)	発しんに伴う発熱が解熱した後 3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで
風疹	発しんが消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発しんがかさぶたになるまで
咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消失した後 2 日を経過するまで
結核	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

◎第三種感染症

病名	出席停止期間の基準
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

◎その他の感染症

上記以外の感染症で学校や地域の流行状況により、出席停止となる場合があります。

【必要書類の入手方法】 いずれの場合も、診断されたら学校へ連絡してください。

(1)新型コロナウイルス感染症、インフルエンザの場合

「新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書」を、学校へ提出してください。

①本校ホームページからダウンロードおよび印刷をし、保護者が記入する。ダウンロードや印刷が困難な場合は、電話で担任に連絡をする。

②回復後の登校初日に「新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書」を学校に提出する。

(2)新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ以外の感染症の場合

「感染症による出席停止通知」を学校へ提出してください。

①本校ホームページからダウンロードおよび印刷をする。ダウンロードや印刷が困難な場合は、電話で担任に連絡をする。

②登校前に診断された医療機関で「登校許可証明書」を記入してもらう。

③回復後の登校初日に「感染症による出席停止通知」を学校に提出する。